

第一次長州征伐における薩摩藩

——西郷吉之助の動向を中心に——

町田 明広

はじめに

文久三年（一八六三）八月十八日の政変画策において、薩摩藩は主役を演じており、また、十二月に薩摩藩船が長州藩に砲撃されたことも相俟って、政変後に上京して朝政参与に参画していた島津久光は、会津藩と共に積極的に長州征伐の方針を支持していた。しかし、それまで協調していた一橋慶喜との確執を契機に、朝政参与体制が瓦解したため、久光は元治元年（一八六四）四月十八日に退京し、五月八日に帰藩した。大久保一蔵・高崎正風・高崎五六らが追従し、小松帯刀・西郷吉之助・吉井友実・伊地知正治らが在京のままであった。久光次男の島津久治が名代として在京していたが、単なる傀儡的な名代に過ぎず、あくまでも小松が薩摩藩を代表し、指揮命令権を掌握していた。

久光は帰藩にあたり、在京藩士に対して「将来他事二亘ラス、一向禁闕ノ守護ニノミカラ尽スヘシ」と、御所の警衛のみを命じる諭告をした。久光は大政委任を望んでいたものの、あくまでも勅諭主義に基づく天皇親裁体制を志向していきなり、譜代専制に戻りかねない文字通りの大政委任は欲していなかった。この段階では朝幕が想像以上に接近した公武融和体制であり、久光の入り込む余地は残されていなかった^①。しかも、朝政参与の崩壊を齎した慶喜が、禁裏御守衛総督に就いて中央政局の中心に座しており、加えて上方では、薩摩藩・久光を誹謗中傷する貼紙・風評が流布する逆風にあったため、薩摩藩は当面の間、情勢を座視するしか術がなかった。このような状況下では、在京藩士が積極的に国事周旋を図ることは、厳に慎むべきとの判断が下されたのは論を俟たない政略であろう。よって、幕府からの長州藩に対する警衛依頼に対しても、拒絶する事態となった。

しかし、六月五日の池田屋事件を口実にした長州藩の率兵上京（二十七日）を機に、それまで傍観を決め込んでいた薩摩藩は方針を一気に転換させた。長州藩は八月十八日政変後の勅命こそ偽勅であるとし、その元凶として会津藩を名指しで非難したが、政変を画策した薩摩藩に対する敵愾心も表明していた。七月十九日に勃発した禁門の変において、中央政局における今まで通りの地位の確保を企図し、薩摩藩は慶喜の下で主力として長州藩を撃退した。一方で、敗走した長州藩は朝敵とされたため、中央政局から完全に離脱を余儀なくされた。

当初、薩摩藩は長州藩厳罰論に終始していたが、第一次長州征伐においては、寛典処分・早期解兵の周旋をしており、その経緯については、これまで西郷吉之助の動向を中心に論じられている。先行研究^③において、西郷の方針転換の事由は、長州征伐直前の勝義邦との会談によって、幕府衰退の事情や内乱回避を説かれたこと、その後の征討諸藩の疲弊を食い止めること、西郷の長州藩諸隊幹部との会談による相互理解があったことなどの事由に帰している嫌いがあり、久光の意思との連関性については、ほとんど考察がなされていない。加えて、長州征伐における西郷の寛典処分や解兵に向けた周旋について、十分な言及がなされておらず、その前提となる高崎五六による岩国領主吉川経幹に対する外交政略への

評価は、不当に低いと言わざるを得ない。また、この間の薩摩藩内における様々な改革の実態や、その実行における小松の役割については不分明である。

本稿では、これらの諸問題について可能な限り考察を加え、第一次長州征伐における薩摩藩・西郷吉之助の動向を通じて、この時期に確立し、その後の薩摩藩を規定した幕府に抵抗する志向（以下、抗幕志向）の形成を明らかにする。加えてその方針に基づいた、長州藩を有力なパートナーと位置づける西国諸藩連携への明確な意識が、既にこの段階で生成されたことを論証することを目的とする。

1 西郷の強硬論と藩論の転換

禁門の変直後の長州藩に対する薩摩藩の方針は、小松を中心に西郷・吉井・伊地知によって構成された在京要路の認識に基づいており、將軍家茂の進発を前提とした強硬論であった。実際の戦闘を体験している在京藩士が即時征討を唱えるのは至極当然であり、中央政局の雰囲気そのものであった。しかし、將軍進発は宣言されたものの、容易に実現する気配はなく、総督の人選も在京幕閣は松平春嶽を推したが、江戸政府は総督に前尾張藩主徳川慶勝、副将に越前藩主松平茂昭を指名した。

一方で、薩摩藩の内政においては、下層藩士の勢威が増し
ており、元治元年六月に言路洞開を要求して藩政に関与を求
めたため、それに圧されて議政所が設置された。その動向を
抑えて上からの統制を取戻し、また、後述する様々な藩内改
革を実現するため、久光の実質的名代として在京する小松の
早期召還は回避できない情勢であった。中央政局の不穏な状
況から、なかなか帰藩は叶わなかったが、禁門の変で長州藩
を撃退したため、暫時の帰藩が可能との判断から、島津久治
の帰藩に合わせて、小松は八月二十二日に大坂を発して鹿児
島に向かった。なお、国許における長州征伐に対する動向で
あるが、当初は京都からの注進を踏まえ、既に長州藩との戦
闘に向けた軍備を整え始めており、八月五日には藩主茂久が
長州征伐に出陣する旨の藩達が家老より連名で出され、臨戦
態勢が敷かれることになった。

幕府は將軍進発の方針を取り消さないまでも、その実現に
向けた具体的な動きは見られず、また総督問題もなかなか決
着を見なかった。西郷は在藩の大久保に対し、慶勝が所労を
事由に総督を辞退しているため、会津・桑名・尾張藩は慶喜
が総督に就くことを幕閣へ働きかけているが、「一橋を差し
免し候義覚束なく、いづれ此の儀も相成らず候わば、副將を
以て惣督の場を相勤められ、此の涯、是非追討相運び候様周
旋仕るべく候間、左様御納得下さるべく候」と、慶喜の起用

は極めて可能性が低いため、副將の茂昭を代理総督として征
討を実現すべく、周旋することへの了解を求めた。

また、九月六日の茂昭上京後、西郷は直ちに越前藩士村田
巳三郎らと会談したが、「非常の御備えにて御出張相成候訳
にても無之、平々の御上京にてハ御座候」と歎しながらも、
茂昭はいずれ副將に任命されるので、総督を待たずに代理と
して、「是非征長の儀、惣督を待たず御出張相成り候様」申
し入れたことを述べた。その際、越前藩から在坂の勝義邦が
幸いにも帰府の予定であるため、將軍進発の尽力を依頼する
提案があり、それに応じ西郷は吉井を伴い、十一日に茂昭の
周旋依頼の直書を持った越前藩士青山小三郎らと共に下坂し
て面談に及んだ。その後の西郷の、長州征伐における強硬路
線からの後退を触媒したのもとして、重要視されてきた周知
の事象であるため、その意義を再検討したい。

西郷らの事前の申し合わせは、「勝を責付関東二下向いた
させ、將軍上落を斗る賦」であったが、勝は、江戸幕閣は因
循の臭気が抜け切らず、特に近頃は安政五年（一八五八）当
時の俗吏が復活しており、老中が会津藩士との面会すら拒否
している状況では、帰府周旋は全く無意味であると峻拒し
た。そして、幕府は当てになどならず將軍の進発は不可能で
あり、雄藩が奮発しなければ長州征伐など画餅であると切言
して、西郷らを驚かせた。勝の国政論は、「長を征シ幕吏罪

をならし、天下の人才を挙て公議會を設け、諸生といへとも其会ニ可出願之者ハサツくと出シ、公論を以国是を定ムヘシ」と言うもので、長州征伐を実行し、幕吏を批判して公議會を設けて諸藩士といえども希望者は出させ、公論によって国是を定めるべきであるとの策であった。西郷らは只今のところ、この方法でなければ国家の挽回はあり得ないと同調する。

また西郷が、外国艦隊が摂海へ闖入した場合の対策を勝に尋ねたところ、「只今異人の情態においても、幕吏を軽侮いたし居り候間、幕吏の談判にては迎も受け難⁸」いので、この期に及んでは「明賢の諸侯四・五人も御会盟に相成り、異艦を打ち破るべきの兵力を以て、横浜並びに長崎の両港を開き、摂海の処は筋を立て談判に相成り、吃と条約を結ばれ候わば」、皇国の瑕瑾とならず異人も条理に服すると勝は説く。その結果、天下も安定し国事も確立するとして、賢侯の上京までは勝が責任を以つて幕閣に迫り、外国船の摂海への来航を阻止しておくと言明したため、西郷も感服して賛意を表した。

一方で西郷は、現時点でこのような議論を興してもうまくいかず、また幕府が有志大名の離間策採ることは疑いがないので、摂海に外国船が来航して談判を迫ってきた時に諸侯会盟策を持ち出して一気にその方向に持っていく必要がある、

「一度此の策を用い候上は、いつ迄も共和政治をやり通し申さず候わでは相済み申す間敷候間、能々御勘考下さるべく候」と、在藩の大久保に決意を伝えた。西郷がこの時点で描く「共和政治」の中心は諸侯会議であるが、「若し此の策を御用いこれなく候わば、断然と割拠の色を顕わし、国を富ますの策に出ず候わでは相済み申す間敷儀と存じ奉り候」と、実現しない場合は鹿児島に割拠して富国策を講じる必要があると述べている。この方針はまさに後述する久光のそれと合致しており、西郷の意を踏まえた大久保から久光に入説があったかも知れない。

禁門の変を自らの兵力によって制した薩摩藩にとって、長州征伐は迅速にかつ徹底的に実行されなければならなかった。そのため、將軍進發を執拗に求め、それが叶わない場合は総督または副将による名代を期待した。しかし、長州征伐後の薩摩藩の方針については、朝政参与という有力諸侯による国政参画が失敗したばかりであり、次なるビジョンに確固たるものがなかったため、西郷は勝の大政委任に捉われない「共和政治」という諸侯会議構想に大きな関心を示した。幕閣の無能ぶりと復古主義の実態を吐露されたことも相俟つて、今後の有力な藩是として認識し、その実現が叶わない場合は、国許に割拠して富国強兵を図り、幕府との対峙も辞さない意向の醸成が窺える。

なお、西郷が大久保に対し、「然しながら、次第して申さば、長征の処第一の訳に御座候間、折角促し立て、油断は致さず候間、左様御納心下さるべく候」と述べていることから、勝との会談は長征強硬路線からの後退を触媒したのではない。勝が西郷や吉井に幕府の内情を暴露したと同時に、その後の薩摩藩の国事周旋への示唆を与えたことに重要性があり、だからこそ西郷は勝を深甚に信頼したのである。

小松の帰藩以降、中央政局における薩摩藩の舵取りは西郷に委ねられたが、その方針は小松在京時に決定された早期の長州征伐と厳罰処分の実現にあり、その方向性は一貫していた。西郷書簡（大久保一蔵宛、九月十九日⁹）によると、長州征伐が早急に実現しそうであり、開戦日が決まり次第、西郷自身が芸州藩に乗り込むと述べる。そして、「吉川・徳山辺の処引き離し候策を尽し申したく、内輪余程混雜の様子に御座候間、暴人の所置を長人に付けさせ候道も御座あるべきかと、相考え居り申し候」と、岩国や徳山などの支藩を本藩と引き離し暴徒の処置を同じ長州人にさせると、これまでの戦略を繰り返し主張する。このように、西郷の方針にはぶれがなく強硬路線で一定していたが、小松の上京を契機として、薩摩藩の長州征伐の方針は変化することになる。

ところで、小松帰藩後の藩政であるが、人事改革では九月六日に桂久武を大目付に、十六日に島津久房を大目付格に登

用して藩廳の強化を図った。また、軍事改革の一環として、軍賦役黒田清綱の建言を採用し、九月八日に地頭職を復旧した。その目的であるが、「当所ノ儀要枢ノ地、不容易場所柄ニテ兼テ人心一和、武備不行届候テ不相叶事候付、一郷中ハ勿論近郷迄致支配、文武ヲ引立兵備ヲ練磨シ、御趣意十分致拡充、每事行届候様心掛致精勤」とあるように、要衝の郷単位での人心収斂・武備充実・軍事操練を地頭に期待した。更に同日、「議政所式日被相定、掛り役々出席被仰付置候へ共、思召之訳有之候ニ付、何分御沙汰被為在迄ハ、御休席被仰付候条、此旨向々へ可申渡候」と家老川上但馬より沙汰され、議政所が事実上廃止された。藩廳による人事・軍事・言論に対する上からの改革であり、小松の存在があつて初めて可能となった。

加えて小松の帰藩中に、その後の薩摩藩の政治的スタンスを規定する大きな方針の決定があつた。小松の帰藩前、四国連合艦隊による下関砲撃事件（八月五日）の一報が齎された際、長州征伐の猶予を幕府に求めることにしたが、和議が成立した事実を踏まえ、小松が征討実行を具申したことも相俟つて、既定の強硬路線を堅持する方向性であつた。しかし、地頭職の復旧時にも大きな影響力を発揮した黒田の建言¹³から、藩論は大きな転換点を迎えた。その上書では、最初に長州侯（毛利敬親¹⁴）より禁門の変について、朝廷に対して十

分な謝罪があれば、「其筋二応し自ら御処置之道御評議も可有御座」と寛大な処置も可能となるが、「万一御断り無之龍城割拠之姿相見得候時は、素より論なし」であり、朝幕共に断然と追討を決すべきであると提言する。

しかし、幕府が忌み疑うところは、「必薩長二藩之強盛二有之」、以前より両雄を戦わせる施策は往々にして見られたが、今回は禁門の変を引き起こしたため、幕府には長州藩を征伐する以外の方策はない。そこで、「此御方を以幸先手二使役せしめ、其鋭を拔置他日又其災を是二及さんと欲する之素意無にしもあるへからず」と、幸いに薩摩藩を先鋒として使役させ、藩の勢威を削ぎ落す底意である。この様に、長州藩の恨みを薩摩藩に及ぼそうとの魂胆であることは疑いなく、今回の長州征伐では先鋒を辞退した上で戦功を立てることを主張した。加えて、関ヶ原の戦いや大坂夏の陣を例に取り、幕府によって藩地を削られたり、滅亡に追い込まれたりした実例を挙げ、その奸計によって藩の勢威が損なわれたり、滅亡に追い込まれることへの危惧を示して至急の対応を暗に求めた。

この間の薩摩藩の長州征伐に対する方針は強硬論一辺倒であったが、黒田の建言ではあくまでも長州藩の出方次第であるとの姿勢を示した。下関砲撃事件について言及がないことから、八月初旬に久光に建白された可能性も否定できない

が、本件如何に関わらないものとして、初めて長州藩に対する寛典処分を打ち出している。確かに、甚大な戦費の調達による疲弊は回避すべきとの認識はあったものの、それ以上に幕府の奸計によって、長州征伐の次は薩摩征伐が実行される可能性を強く意識しており、朝政参与の瓦解以降、幕府への不信感をかこっていた久光にとっては、重要な示唆であったことは想像に難くない。

また、禁門の変後の対応について、久光に対する同志・周辺諸侯からの依頼があった。例えば、前宇和島藩伊達宗城は「両公子君も十九日之猛威如何計かと奉想像感激仕候、且又若シ此後もよふ二よりてハ、家老松根凶書差出候而及御相談候義も可有之候、此段御聞置可被下候」と相談のため家老まで派遣する勢いであり、久留米藩主有馬慶頼は「軍議ヲ初メ、万端猶更無腹臆御打合せ申度、無御遠慮御教示も被成下度、追々人数出張之上ハ、家来共より御家来江御談合二及候筋も可有之、右等之事も可然御含置被下候様御願申候」と薩摩藩の主導による長州征伐での連携を懇請した。

佐土原藩主島津忠寛は、久光が「御出馬被為在候御儀二御座候哉、亦御名代二而先被為濟御事二御座候哉、其節二差及候ハ、若御出馬二も相成候ハ、小藩何之御用二は相立間敷候得共、御供仕度奉願候」と久光出陣の場合は、忠寛自らが長州征伐に供奉することを表明した。こうした様々な依頼

は、久光に幕府と対峙することが可能であると決断を下すにあたり、精神的支柱となったであろう。このように、久光は小松の帰藩によって藩内の不満分子を抑えて人事・軍事改革を実行し、また、有力藩士の建言に乗る形で抗幕的な政治姿勢に転換し、基本的には藩地に割拠して富国強兵を図り、諸藩連合を模索する体制に元治元年八月の段階から大きく藩是を修正した。

その方針を、大久保の西郷宛書簡（十月六日¹⁸）で確認したい。小松も既に上京したと思うが、久光が定めた今後の方針として、国政よりも藩内の富国強兵が急務となった。よって小松・西郷等、在京の藩要路の至急の帰藩が沙汰されたため、十分に承知の上で吟味していると窺われるが、長州征伐の動向によっては暫時見合わせとなると推察している。状況は分かり難いが、「兎角因循には流れ安き形勢、且つ朝令夕変の有様、遅寛の向きに候わば断然御帰国相成り候方然るべく」、小松・西郷の両人の帰藩が叶わなければ、一人だけでも帰藩して欲しいと懇請する。そして、「詰まり大志を達するの根本に着眼致さず候わでは、相済み難き時節と存じ奉り候」と、とにかく大志（割拠・諸藩連合）の実現を基本に据えて行動しなければ済まないと切言した。

禁闕守衛を最優先としてきた薩摩藩が長州征伐を機に中央政局から撤退し、薩摩藩自体の富国強兵を企図して割拠する

強い志向を確認でき、しかも小松・西郷ら要路の帰藩方針は思い切った施策であった。さしあたって、小松が上京して長州征伐における攻め口変更・先鋒辞退を周旋することから始めることになったが、長州征伐は必須としながらも、それによる薩摩藩の損害を最小限に留めようとの方向性が垣間見える。加えて、時期は若干下るが、十二月の黒田書簡¹⁹には「御両殿様ニ於テハ、予テ寛大至仁之尊慮ニ被為入」との久光の対長州藩の意向が示されており、長州藩の寛典処分も既に視野に入れていたことが窺える。

2 西郷の召還命令と方針転向

小松不在時の中央政局における最大の政治課題は、やはり長州征伐の総督問題であったが、將軍の進発が実現しない中、九月十四日に慶勝は名古屋を発し、二十一日に入京した。二十三日、老中稲葉正邦は家茂の命により慶勝に陣羽織・采配を下賜したが、それに対して慶勝は、長州征伐の全権委任を懇請した。十月四日に幕府は軍事委任の朱印状を交付し、九日に至り、総督慶勝以下に進軍を促し、副将茂昭に九州発向を命じた。十月六日、征長総督府は従軍諸藩に対して、大坂において軍議を開くので二十日まで近国は藩主自身、その他は家老の参集を、十月十一日には出征諸藩に十一

月十一日を期して配備を完了し、同十八日に攻撃を開始することを命じた。こうして、ようやく総督問題はけりがつき、征長への段取りが整いつつあったものの、軍略等は未だ曖昧なままであった。

小松は九月二十九日、約一ヶ月振りに着坂（十月二日着京）したが、その主目的は長州征伐の先鋒辞退であり、長州藩の寛典処分も辞さない藩の新しい方針に在京要路、つまり西郷を説得することも伴った。しかし、慶勝がようやく総督を受諾し、いよいよ長州征伐が実行に移される直前で、しかも、外国艦隊がいつ摂海に闖入し、通商条約の勅許を求めないとも限らない慌ただしい状況にあった。そして何より、西郷を始め在京藩士が長州藩処分の強硬路線を堅持していた。

西郷は大久保宛書簡（十月八日²⁰）において、幕府は禁門の変での薩摩藩の活躍が格別であったことから、今回は困難な攻め口を担当させて失敗させる魂胆であると断言するものの、「纔か五・六万石にて国替とは相成らず候わでは、国を消し候迄にては、往先御国の御煩いも出来候わんかと相考えられ居り申し候、元就の功勞を思食し有りて、社稷は相絶えざれ共、ひどいめには逢わせず候わでは相済む間敷、若し戦いをいたし候わば、論はこれなき事に御座候」と、僅かに五六万石での国替えを主張した。国を滅ぼしてしまつと、その後薩摩藩にどのような災難があるかも分からないとして、藩

の存続は認めながらも厳刑を求めており、国許の意向に十分に服していなかった。

西郷は勝との会談で共和政治（諸侯会議）を志向し、実現が困難な場合は幕府と対峙して、藩地に割拠することも辞さない点では久光と同志向であった。しかし、あくまでも順序としては長州征伐が先であり、小松不在時に中央政局を切り回していた西郷は、そう簡単に厳罰論を引つ込めるわけにはいかなかった。国許の雰囲気から分らない西郷らに対して、慌ただしい摂海状況も相俟つて、小松も当初はその意向を黙認せざるを得なかった様子が窺える。

久光の意向に反して、強硬論に固執していた西郷であったが、奈良原繁が十月六日に鹿児島から上京して、抗募方針に拘らない西郷の召還命令を伝えたことから、さすがの西郷も変心するに至った。召還事由は西郷の久光に対する越権行為にあり、久光が西郷に強く戒めた事象であった。具体的には、近衛忠房から「会・肥後・久留米等申し談じ、將軍上洛を早々催し候様周施致すべき旨御達し御座候に付き²¹」、他藩には近衛より命じるように懇請し、海江田武次にその旨申し含め、九月一日には出府させたことを大久保に告げて、藩廳に了解を求めていた。忠房から依頼があったとはいいえ、それは藩主に対するものであつて、西郷が職掌を逸脱して独断で江戸での周旋を決定し、海江田に命じたことに対して、久光

は西郷の独断専行の行為として見逃すことはできなかった。

久光からの召還命令に対し、西郷は大久保宛書簡（十月八日）²²において、「京の事に付き、帰国の一条に付いては、私には御受け仕る、何とも申し上げ難き次第にて恐れ入り候所に御座候」と甚だ恐縮の体を示し、帰藩の意志があり出処進退は衆議に任せたと告げる。しかし、「摂海異船の訳も御座候に付き、得と形勢情実の次第、一往は罷り下り候て言上仕り候方宜敷は御座ある間敷やと愚考仕り候に付き」、小松に相談したところ、今や朝廷危急の際なので、来月までは見合わずように命じられた。小松より委細連絡があるので、その旨了解することを求めて久光への取り成しを依頼した。

西郷は中央政局に復帰後、久光の遺策である禁闕守衛を尊奉し、小松に協力して禁門の変を乗り切り、小松の帰藩後は西郷が中心となって、長州征伐に向けた將軍進発や総督問題を周旋していた。この間、八月二十八日には藩主父子から禁門の変での戦功から感状・陣羽織・拵刀を賜り、十月八日には側役・役料米九十石・代々小番に昇進するなど順風満帆であっただけに、中央政局からの離脱、その先の処分が彷彿とされ、西郷が受けたショックは相当なものであったことが窺える。

なお、西郷は同日書簡²³において、大久保に別件でも久光への取り成しを懇請している。岩下方平が十月六日に江戸から

急遽上京し、將軍上洛の件を大久保忠寛と相談したところ、「只今にては閣老辺幕役の者遮るべき人もこれなく候得共」、因循で直ぐには実現しそうにないため、天璋院から一言口添えしてもらえば、老中たちも反対できないだろうとの結論となり、岩下は西郷にその旨を進言した。しかし、西郷は「御国元へ伺い越し候ては急速の間に逢い兼ね候」と危惧し、近衛忠房に書状を依頼し、併せて忠房から、久光の名代である島津珍彦に意を達して、珍彦からも天璋院宛の書状を發した。

このような対応は、「中将様思召しの処も如何と御案じ遊ばさるべく、御擬いの廉も御座あるべき儀との訳にて、かく迄は相尽し候に付き」と、本件に対する久光の心証がいかにかと案じたためであり、西郷の独断専行を疑うこともあろうかとの判断によったとし、久光への取り成しを依頼している。西郷は岩下と協議して今回は慎重な対応を取り、大事に至らなかつたものの、久光の西郷に対する看視の態度が明確となり、その後の西郷の中央政局における行動を大きく制約することになった。

さて、西郷の召還問題について、小松は十月八日に大久保に書簡²⁴を發し、「大島（西郷）・下拙等曳取之儀も直様申談候処、大島も直様当人罷下ニル聊異論も無之候得共、何分摂海外夷之事件差迫居、実以不捨置場合ニテ、彼是吟味之上今暫

ク相見合」と、小松・西郷両人が帰藩することについて、西郷にすぐに申し入れたところ、西郷は全く異論がなかった。しかし、摂海に外国船がいつ来航するとも限らないため、どうしても捨て置くことは出来かねるとし、「兩人ナカラ一時ニ引取出来兼候ハ、兩人ノ内老人成共早々罷下申候間、左様御心得可被成候」と、どちらか一人の帰藩を早々に実現をしたいとの意向を示した。そして、「何分夷船渡来イタシ候ハ、朝廷之御危難差見得、不得止事の場合ニテ、直様之所丈ヶ見合候都合ニ御座候」と、外国船の襲来は朝廷を危難に陥れるため、やむを得ず当面は帰藩を見合わせたいと繰り返し述べている。

更に、小松は十二日の大久保宛書簡²⁵でも、「西郷・下拙等曳取忝条も段々吟味もいたし、西郷二も征長江出張、夫より罷下形行言上可致と決議ニ相成申候、下拙二も模様次第第二は早々引取候心得ニ御座候、右ニ付ては前後当分之形勢にて、吟味之趣も有之一と、西郷は長州征伐に参加した後で鹿児島に向かい、小松は状況次第で早々に帰藩することを告げている。このような情勢において、小松の取り成しも相俟つて、今回の久光の西郷への嫌疑は差し当たって鎮静化したようで、西郷の召還は沙汰止みになったものの、西郷は久光の方針である抗幕・富国強兵・長州藩寛典に従うことになった。

この時点での西郷の長州征伐に対する方針であるが、十月

十二日の大久保宛書簡²⁶では、現在の長州藩は「逆も戦うべき勢いもこれなき模様と相見得」るが、幕府の「末家又は吉川等の者、悉く官位並びに屋敷御取り揚げ相成り、死地に追いはめ候御処置」を誠に拙策であるとし、「一途に攻め込み候儀、実に馬鹿等敷次第に御座候」と厳しく非難する。征討軍がいかに多勢であったとしても、追い詰められた長州藩は死にもの狂いであり、容易に攻め落とすことは困難であるとして、「長人を以て長人を所置したきものに御座候」との自説を展開した。

そして、「若し此の一戦に失し候ては、前の戦いも無に成し、御国威も奮い兼ね候訳に御座候間、誠に世話を煎り居り候事に御座候」と、今回の長州征伐を失敗すると禁門の変での勝利も水泡に帰し、薩摩藩の権威も奮い兼ねるとの危機感を募らせる。この段階では、長州藩厳罰論の開陳はなされず、宗藩・支藩の離間策の自説を繰り返し述べるものの、むしろ末家まで厳罰に処して遮二無二に攻め入ろうとする幕府の姿勢を批判している。

また、「何分長州の御処置長延び候ては、御国費にも相係わるべき事に御座候間、どう成り共早く着着相成り候処願ひ居り候儀に御座候、精々相働き申すべく候間、左様御得心下さるべく候」として、薩摩藩の経済的負担から早期解兵を望み、それに向けて尽力することが表明されているが、これは

西郷が早期解兵に言及した嚆矢である。しかし、藩費の問題であれば、この段階より以前に表明されていてもおかしくない。西郷の幕府の軍略批判と早期解兵志向は、やはり久光の嫌疑からなる西郷召還が背景にあることは自明であろう。

この時点では小松と西郷の方針は一致した模様で、鳥取藩京都留守居役の安達清一郎は国許の側役に対し、「薩州よりも此程小松帯刀上京、過日一橋公え参上、幕府今日之御姿にて、長州御征伐被成候ては、実二醜夷之術中二陥り候儀二付、先幕府を御正し不被成ては、逆も御征伐は難相成趣²⁷」と、小松の言説を伝えている。小松は現在の幕府の実態で長州征伐を実行した場合、外国の術中に陥るとして、まずは幕府自体が反正しなければとても征討などできるものではないと、慶喜や他藩士に対して明言していることは閑却できない。事実上、長州征伐を否定的に捉えており、薩摩藩の抗幕姿勢が明言されている。

さて、長州征伐の動向であるが、十月十五日、征長総督徳川慶勝は京都を発して大坂の西本願寺を陣営とし、翌十六日には尾張藩附家老の成瀬正肥も下坂した。二十二日に慶勝は大坂城に副將松平茂昭を始め、大目付・軍目付・使番および従軍諸藩の重臣等を召集し、長州藩征討に関する朝旨を伝え、家茂の委任状を示した上で軍議を開いた。そして、十一月十一日までに長州藩を囲繞し、十八日を期して進撃するこ

とを命じたが、薩摩藩からは小松の指示で西郷と吉井が出席をしている。二十四日に至り、慶勝は西郷を引見して長州征伐に関する意見を諮問しており、その詳細について、西郷の小松宛書簡（十月二十五日²⁸）によって確認したい。

西郷は慶勝の宿舎に来るようにとの書状を夕刻に受け取り、早速向かったところ、最初に側用人田宮如雲と面談し、そこに大目付永井尚志が合流、暫くして成瀬を伴った慶勝との謁見となった。慶勝は「御丁寧の御挨拶振りにて、打ち明けて存慮御承知成されたきとの事」であったので、西郷は吉川経幹が宗藩の恭順実現に向けて尽力する動向を詳しく申し述べた。策略については、長州藩内が抗幕・武備派と従幕・恭順派（いわゆる正義党と俗論党）に分かれている現状は天の賜であり、内部分裂を利用して長州人をもって長州人を制する持論を展開した。

そして、「両立のものを一に死地に追いはめ候儀、誠に無策のもの」と申すべく、実に拙き次第に御座候、左候て、謝罪の筋を立つる帰順の者、悉く賊人といたし成し候儀、御征伐の本意とは相考え申さず」と、幕府の強硬姿勢を非難し、武力でなく策略で帰順させることを強く勧請し、この段階で早くも寛典処分の意向を示した。それに対して、慶勝は「偏に御頼み思食し候間、一張尽力致し呉れ候様、分けて御頼み成さる」と、西郷に全面的な協力を懇請し、その上、西郷に協

差一振りの拝領を仰せ付け、「一向尽力いたし呉れ候」と薩摩藩、そして西郷に対して最大限の信頼と依頼の態度を示した。

西郷は「尾州にても胸一杯と相成り、諸藩の処、攻め口等難渋いたし、弱め計り相見得候故、もふは薩州を取り込み申さず候わでは、尾の取れ候事にはこれなきとの見込みに相成り候わんか」と、尾張藩だけでは長州征伐の遂行は難しく、しかも諸藩からは攻め口変更等の要求で難渋し、弱り目に祟り目の状況であるため、もはや薩摩藩を取り込まなければ首尾を全うすることができないとの見込みであるうとの判断を示した。このような都合から、近頃は尾張藩の態度も著しく丁寧になり、薩摩藩への依頼ばかりであると述べ、早速芸州に向けて出発することの了解を求めた。そして、早くも翌二十六日に、西郷は吉井・税所篤および尾張藩士若井欽吉と共に、大坂を発して広島を目指した。

尾張藩・慶勝の薩摩藩に対する、このように甚大な信頼と依頼はどこから派生したのだろうか。慶勝の長州征伐の方針は干戈を用いず、策略によって恭順を引き出すことにあり、寛典処分を内々の基本としたが、これは「万一幕軍敗るれば、殆取捨すべからざるより、事を穩に決せん^②」との真意からで、幕権の失墜を食い止めようとする志向が窺われる。九月二十一日の入京以降、慶勝側近の田宮如雲・長谷川物蔵は

西郷と接触し、薩摩藩の長州征伐の方針である長州人同士で片を付ける戦略を熟知しており、征長軍が戦火を交えず解兵する可能性がある該戦略への期待があった。

しかも、薩摩藩は有数の雄藩であり、禁門の変においてもその軍事力を如何なく発揮し、長州征伐にも積極的でありながらも寛典処分に傾く薩摩藩を、慶勝が特に依頼することは至極当然であろう。そのような背景の下、慶勝は西郷を引見し、その場で全面的な依頼と協力を要請することになった。これ以降、尾張藩は薩摩藩を最大のパートナーとして長州征伐を遂行することになり、藩を代表する西郷を事実上の総督府の参謀として遇することになった。

3 高崎外交と西郷の長征周旋

征討軍が目前に迫っていた長州藩において、抗幕・武備派と従幕・恭順派が鏑迫り合いを繰り返しており、なかなか藩論は統一できず、徒に混乱に拍車をかけていた。宗藩の存亡に危機感を募らせた吉川経幹は、早くも七月二十五日に使者を山口に派遣し、藩主毛利敬親・広封父子に対して禁門の変の責任を取り、三家老（益田右衛門介・福原越後・国司信濃）を処分して名分を挽回すべきことを進言した。経幹は、もともと率兵上京には慎重な立場であり、藩外で信望もある

ため、八月三日、敬親は家老清水清太郎らを派遣し、三家老の首級を差し出す用意があるとして、弁疏謝罪の周旋を依頼した。

これを踏まえ、経幹は諸藩に対する周旋を開始したが、八月十四日には要人を福岡藩主黒田斉溥の許に派遣し、藩主父子の救済の斡旋を依頼した。九月二日に至り、斉溥は喜多岡勇平らを経幹の許に派遣して、経幹自ら迅速に山口に赴いて藩論を恭順にまとめることを勧告し、肥後藩を始め九州諸藩には長州藩のために周旋する意思はないが、薩摩藩だけは恭順の姿勢を示せば周旋の用意があることを報告した。その後上京した喜多岡は、薩摩藩による長州藩寛典への仲介を期待し、薩摩藩士藤井良節と度々面談して経幹の完全恭順の趣意と山口での苦心の動向を伝えた。

それに対し、藤井が薩摩藩も長州藩寛典の周旋を行う意思があり、長州藩および岩国の存念も確認した上で開始したいと、その橋渡しを依頼したため、喜多岡は高崎五六を伴い、九月二十五日に大坂を出港し晦日に岩国新湊に至った。高崎は用人香川諒らに対し、経幹の正義は貫徹しており、禁門の変は藩主父子の趣意ではなく、追々悔悟の姿勢も見えるため、長州藩のためのみならず、天下のために手をこまねいて傍観することなどできない。しかも、「醜夷凱観之折柄内乱醸成し、彼之術中二陥り候様立至候而も不相濟³⁰」と、外国艦

隊が襲来する状況において内乱など起こしていれば、外国の術中に陥ってしまうので、何とかして周旋をすべきであると在京要路が決定し、まずは経幹の趣意および長州藩の模様を窺いに当地に赴いたと説明する。

その上で、薩長両藩は「互ニ私怨を結び居候様、世上専ら相唱候得共」、そのようなことは全くなく、攘夷については同意であり、薩摩藩は「急速ニ攘夷ハ出来申間敷」、長州藩は「速ニ掃攘被遊度」との国論で、攘夷実行の緩急の相違のみによって齟齬が生じている。長州藩は薩摩藩船を砲撃したが謝罪の使者を派遣したため禍根はなく、禁門の変においても「素り御敵対申候訳は無御座候へとも」、余儀なく戦闘に及んだ。その際、十人ほどを召し捕らえたが今でも懇ろに保護しており、何れ釈放する積りで、そうなれば更に両藩の「私怨を含ミ不申儀は御水解」することができる、この間の両藩の懸案については問題がないことを表明した。

また、会津藩は「召捕之面々頭上ニ大針を打込残忍刻薄之事共ニ而」、人望を失っており、行動を共にすることができない。幕府は近ごろ「衰政ニ而事々覇者之所置ニ無³¹之」、現在は外国が四海を窺っている不穏な時勢であり、「責而大藩たけなりとも手をつなぎ合ひ不申而は、皇国之衰運ニも立至り遺憾不少事ニ付」、他藩のような名目でない真の周旋を行いたいと連携も視野に入れた提言を行った。そもそも高崎派

遣について、小松不在の京都においてその指示を下したのは西郷であったが、藤井の具申からであり、西郷自らが積極的
に動いたものではなかった。捕虜の釈放については西郷の策
略であったが、その他の内容については指示をした形跡がな
く、この段階での西郷は長州藩厳罰論であり、連携などを検
討してはいたはずがない。ではなぜ高崎はこのような発言を、
藩の代表として成し得たのだろうか。

ところで、高崎の上京はいつ頃であったのか。高崎は久光
に同行して四月十八日に退京して帰藩したが、その後は藩地
にとどまり、久光の許で大久保と共に藩政に従事していた。
小松が七月二十日段階で両高崎（高崎正風・五六）の至急上
京を求めているが、高崎正風の上京は『朝彦親王日記』によ
ると、九月二日条に「高崎佐太郎上京二付、源氏煙草一箱到
来事^{②4}」とあり、九月早々であったことが分かる。高崎五六の
上京も小松の帰藩と入れ違いに、それ以降であったことが推
測される。つまり、高崎は上京前に鹿児島において、側近と
して久光の意向である長州征伐は寛典論で臨み、その後は朝
廷尊奉ではあるものの、藩地に割拠して貿易の振興や軍事改
革・武備充による富国強兵を目指し、幕府から距離を置いて
将来の戦闘に備えるという抗幕志向を十分に理解していたこ
とになる。高崎の上京時、長州藩厳罰論に固執する西郷は、
国許から正式に藩論変更の知らせを受けておらず、よって高

崎は藤井を頼り、その口添えて西郷から岩国派遣の許可を得
たものである。

高崎の発言について、西郷の意向が反映したものは捕虜解
放のみであり、その他は久光の方針を前提とし、薩摩藩を代
表して岩国関係者と接触しており、交渉を有利に運ぶための
方便といった、彼の個人的な発言と捉えることは無理があ
る^{②5}。特筆すべきは、既に今後の長州藩との連携を視野に入れ
た内容が盛り込まれていることである。長州藩の無謀な攘夷
に理解を示し、両藩の反目を決定的にした薩摩藩船の砲撃を
不問に付し、禁門の変も事実に対して敵対関係でなかったと
する。何より、幕府の失政を非難し、欧米列強の脅威に対抗
するために薩長連携を示唆し、長州藩の危機打開に尽力する
旨を提言している。

高崎の動向を踏まえ、経幹は周旋を依頼する親書を高崎に
下した。それ対し、高崎は「弊藩力之限は乍不及周旋之積二
御座候間、此末必無御疑何事二不限御用被仰付度奉存候^{②6}」
と、薩摩藩は力が及ぶ限り長州藩のために周旋する積りであ
ることを明言し、今後は薩摩藩を嫌疑することなく、何事に
についても依頼して欲しいとの請書を認めた。この高崎外交に
よって、薩摩藩は岩国を介した長州藩への接触が可能とな
り、しかも薩長連携の嚆矢となる成果を齎した。

高崎は岩国での周旋を終えて大坂に帰着し、十月十五日に

下坂した西郷・吉井・税所と協議の上、越前・肥後・尾張藩に高崎外交の成果を報告し、薩摩藩の周旋方針への同意を得た。それを踏まえ、高崎は二十一日に岩国関係者に書簡を発し、諸藩は経幹の宗藩への忠誠に敬意を表し、服罪して恭順を尽くすのであれば、「譬へ幕府如何程苛刻処置申立候共、諸藩決而承知不致飽迄尽力保護可申上と、大形一定之議論ニ御座候」と、たとえ幕府がどのように苛酷な処置を申し立てようが、諸藩は決して承知せず、あくまでも寛典処分に尽力して長州藩を守ることにほぼ決したことを告げた。

そして、繰り返し「暴論輩」を厳罰に処し、悔悟の姿勢を強く示し続けることを求め、藩主父子の軍門謝罪を慫慂し、「五卿ハ何方へ成と御付御指出し相成度」と初めて五卿の扱いについて言及して、西郷が広島、そして岩国まで出向くので依頼して欲しい旨を付け加えた。西郷の西下前に、薩摩藩論が完全に久光の意向である幕府から距離を置き、将来の戦鬪に備えるという志向に収斂され、その先駆的政略である長州藩寛典処分の実行、長征軍の早期解兵、その先の薩長連携に向けて薩摩藩は動き始めた。

この動向を踏まえ、十月二十五日、薩摩藩への周旋と情報探索のため経幹に上坂を命じられた用人境与一郎は十一月一日に着坂し、「薩邸ニおいても一人気受宜敷(略)不一ト方尽力之次第二御座候」と、薩摩藩の好意的な対応を早速伝え

ている。また、小松から朝彦親王と関白二条斉敬に対し、長州藩が恭順謝罪するよう、経幹が尽力していることを告げたところ、「至極御満悦ニ而早速主上江奏聞相成、此上は幕府ニおいても愈粗暴之所置不致候様、屹度薩分周旋致候様御意有之候故」より一層藩を挙げて尽力する心得であることを、国元に知らせるように依頼されている。更に、「先達而江戸表江寛大之御所置有之候様使者を以申入致置候処、猶又右之思召も有之事故今一人近々江戸差遣候心得之由」と、小松は幕府に対する度重なる周旋も示唆しており、並々ならぬ厚遇である。

ところで、同書簡には高崎の発言として、「初メ岩国参候時は全く御周旋心ハ無之」、喜多岡からたつての依頼があったため、長州藩の形勢次第と回答した程度であったと記されており、先行研究では薩摩藩がこの時点で周旋に積極的ではなかったとされる。また、十一月二十七日に高崎は、肥後藩士に「全薩之論定ハ昨年来尽力いたし候処、益諸方之うたかいたを取候迄ニ而、迩も当節尽力いたし候而も却而昨年之通ニ付、暫手を引朝幕譜藩ニ而心配いたさせ置不行時節ニ相成候ハ、十分之尽力可致との論決ニ相成居候」と述べている。国事周旋に尽力しても昨年来の嫌疑を受けるだけなので、それを回避するため、暫く政局から手を引いて朝廷や幕閣に心配させ、どうにもならなくなった場合になれば十分に尽力す

るとの藩是に決したとしている。しかし、幕府を仮想敵国として藩地に割拠するという薩摩藩の新しい方針は、この時点で明言することは憚られ、それは交渉相手の岩国関係者であつても同様であり、高崎の発言もその点を割り引かなければならない。

しかも、当時の廷臣間に薩摩藩に関する忌々しき風聞が流布していた。『嗟峨実愛日記』によると、「内公（近衛忠房）ヲ諸藩疑ノコト」「尹宮（朝彦親王）申承分（略）薩ノコト一卿幕諸藩等皆心付ノコト」（十一月二十六日条）、「退出向前殿下（近衛忠熙）申承分（略）薩討幕内公同意天璋院等ノコト内々申入了、肥後土藩等薩疑ノコト」（十二月二日条）、「早旦退出、安清（安達清風）来談（略）大島（西郷）奸猾表裏三家老首ノコト、大原（重徳）来談同上ノコト共也」（十二月七日条）、「尹宮申承分（略）内公暴論前殿内話ノコト、同上両公門流ヒイキノコト先宮内公へ可被申入其上ノコト、内公賀茂ノコト柳原（前光）同上関係ノコト、大島表裏ノコト」（十二月十日条）とある。

これによると、十一月下旬以降、正親町三条実愛は朝彦親王より、近衛忠房と薩摩藩が幕府や慶喜、肥後藩や土佐藩などの諸藩から倒幕の意向があるとの嫌疑を受けており、實際に忠房は薩摩の倒幕の企図に同意したこと、西郷が長州征伐において狡猾で表裏ある対応をしていることを聞き及んでい

る。当時朝廷において、西郷の動向などから薩摩藩に忠房と連携した「倒幕」志向があると噂されていることが窺われ、このような雰囲気も相俟つて、高崎が薩摩藩の真意を隠蔽するような態度を取つたとしても不思議ではなからう。

その後、後述の通り、三家老の首級差し出しや四参謀（戸左馬介・竹内正兵衛・佐久間左兵衛・中村九郎）の斬首による恭順姿勢が認められ、総攻撃が中止された報告が齎されたことから、十一月二十六日に境は岩国に向け離京したが、その際に小松・高崎は経幹宛書簡を手交している。これによると、「皇国之御為無此上御誠忠と深感服仕候」と深甚な感謝の意を述べ、今後の更なる尽力を懇請し、薩摩藩が朝幕に対して長州藩の寛典処分を求めることについては、「皇国全体之為十分尽力仕」積りであり、これは在京藩士の方針ではなく、「一定之国論」であるのでどうか安心して欲しいと明言している。本書簡は薩摩藩家老からの正式な藩是の伝達として、極めて重要である。

なお、高崎は在坂の境に対し、翌二十七日に書簡を発し、「貴君御上京之事少々会辺江相響キ候塩梅二而間喋者相用候姿ニ薄相聞申候間、若万一之変事も有之候而は甚面倒之至二御座候間、一寸も早目御乗船御帰国被為在度」と、会津藩が境の上京の情報を掴んで諜報活動を行っていることを告げ、至急の帰藩を促した。会津藩が薩摩藩周辺を探索しており、

かつ倒幕志向の嫌疑が朝廷で流布していた事実から、会津藩が廷臣間へ薩摩藩への疑惑を入説した可能性も指摘できよう。

西郷のその後の動向であるが、十一月二日、広島に到着した西郷ら薩摩藩士は直ちに岩国に向かい、四日に到着後、香川諒と会談し夕刻には城に召されて経幹と会見に及んだ。西郷は総督の内命によって参上していることを述べた上で、「御本家御悔悟謝罪之儀未だ其御実行相立不申甚不都合之次第二候へハ、三大夫首級片時も早く被差出並参謀之徒御所置之儀一同御届出有之候」と厳しく要請した。本要件は薩摩藩としての単なる提言といったレベルではなく、総督府の意向であることを了解した経幹は、目付を早速萩に遣わし、速やかに三家老・四参謀を処刑するなど、恭順の姿勢を示すことを強請した。

なお、西郷は先に高崎五六が約束していた禁門の変の捕虜十人を同行しており、十一月八日に香川諒・山田右門に対して、「生国も耳目に近き所に候えば、各帰心留め難きは通情の儀に付き、遅速に拘らず、此の節宰領の者相付け御引き渡し申し候間、御請け取り下さるべく」と申し送った。それに對し、十日に山田は宗藩に対して捕虜の助命の周旋を行うとし、かつ薩摩藩の憐憫の情に富む対応に深甚な謝意を表した。薩摩藩のこの行為は今回の周旋同様、その後の薩長融和

の嚆矢と位置づけられる重要な事象である。長州藩においても、西郷の好意に対して迅速な対応を始めており、十二月五日、上級家臣である八組土山田重作に厚誼に謝するため鹿児島行きを命じた。このように、長州藩も間髪入れずに薩摩藩との融和関係の模索に動いていたことが窺える。

征討軍は既に長州藩の四境に迫っており、総攻撃を回避するため三家老の処刑は一刻の猶予も許されない状況となったが、藩政府は従幕・恭順派に占められたものの、諸隊を中心とする抗幕・武備派の動向から逡巡を続けていた。十一月十一日に至り、藩廳は経幹の意向に沿う形で三家老に自刃を命じ、翌十二日に四参謀を斬首に処した。十四日には長州藩家老毛利隱岐・志道安房は三家老の首級を広島の国泰寺に護送し、総督名代成瀬正肥らの実檢に供し、四参謀の処刑および久坂玄瑞・寺島忠三郎・来島又兵衛の禁門の変での戦死を報告した。成瀬は恭順の姿勢を評価し、直ちに総督の名によって、「毛利大膳父子事、伏罪ノ姿モ相見候付、当月十八日攻掛日限ノ儀重而一左右相達候迄、攻掛可被見合事」と内達して十八日の総攻撃を延期した。ここに西郷の周旋によって当面の武力征討を回避できたが、次なる課題は征長軍の解兵をいかに導くかであった。

経幹は解兵と寛典処分を総督府に求めるため、十一月十二日に岩国を發して翌十三日には芸州藩領草津に至り、十六日

に成瀬との会見を国泰寺において許された。西郷は前日に同席を命じられており、当日に広島に到着した慶勝にこの間の顛末を報告後、会見場に赴いた。西郷はこの間も正式な辞令はないものの、総督府の参謀格の役割を果たしていたが、経幹引見の場に陪席を求められたことから、事実上の参謀として目される契機となった。なお、正式な会見の前に、西郷は内々に「後刻監察方御黒印之趣御詰問可有之、如何様ニ御答可被成御恩召二候哉」と問うたため、経幹は「黒印之儀ハ暴臣共二誑誣被致、乍疑惑相渡候段申入候覚悟之由」と回答した。西郷はそれを了解し、「夫二而御格別無之段申上」、引き取っているが、西郷が事前に詰問内容を経幹に漏洩し、回答の確認をしている事実から、薩摩藩の周旋実行への並々ならぬ決意が窺えよう。

成瀬の他に大目付永井尚志・目付戸川忠愛・軍目付三名が居並び、次の間に芸州藩家老辻将曹・西郷が詰めていた会見において、永井は城の召し上げと藩主父子の面縛を経幹に求めた。会見時の成瀬の発言については諸史料に言及がないことから、征討軍を代表して永井が詰問役となっていたことは自明であるが、事前に総督府と調整していた形跡は見られない。永井が城の没収等を明言したため、経幹のみならず、居合わせた総督府関係者が一応に驚きを禁じ得なかつた事実はその証左である。

幕府を代表する永井は長州征伐に厳罰で臨もうとしており、寛典処分を目論む総督府・芸州藩、そして薩摩藩を代表する西郷が、広島において永井とコンタクトを取らなかつたこと、また、経幹が辻や西郷に依頼することはむしろ自然であろう。加えて、西国諸藩連合が形成されつつあることは看過できない。福岡藩は乗り遅れた国事周旋への挽回を期し、一方で諸隊の窮地を救うため、また芸州藩は隣国長州藩の国難を救い、延いては自国の安穩を得るため、そして薩摩藩は幕府に対抗するためと、それぞれの目的は必ずしも一致していなかつたが、長州藩救済との方向性は一致していた。

永井要求の回避を経幹から依頼された西郷は、慶勝と永井に面談に及び、⁴⁶「面縛・開城を求めるのであれば、「周旋談判を用らるに及はず」、直ちに戦端を開いて城下に押し寄せるべきであり、「古来刀折れ矢尽き、所謂九死一生に迫まれる場合ならては行はれかたき」ことである。しかし現状は、長州藩の四境を圍繞しているだけで、未だに一戦にも及ばざる段階で要求すべきことではないと非難した。更に、戦況が長引くことにより征討軍が耐え難い疲弊に陥り、しかも必ず内紛も派生することになる。そうなれば幕府の命に従う藩はなく、幕威は低下して内乱になるとの危惧を呈した。

それに対し永井は、「今少し穏かかと思はさりしにあらねと廉立たる席なれば、自然語気にも廉か立しなり、されは此

上足下の手心を似て何とか程よく談判に及はれたし」と弁解して、西郷にその後の対応を委託し、事実上要求を撤回した。このように西郷は、芸州藩主に反対を表明させた辻とともに、極めて迅速な対応によって経幹への誠意を示しており、他方、永井ら幕閣は寛典論でまとまる総督府・芸州藩・薩摩藩に包囲され、幕府の権威を全く発揮できない窮地に追い込まれていた。

十八日に至り、慶勝は稲葉老中らと共に総督府本営にて三家老の首実検を行い、改めて同日予定されていた総攻撃の延期を従軍諸藩に対して沙汰し、その旨を朝幕に報告した。翌十九日、慶勝は経幹を引見して長州藩征討令に対する請書の提出・山口新城の破却・五卿の引渡の三箇条を申し渡し、三家老の首級を返還した。経幹は十一月二十一日に岩国に戻り、この間の経緯を書簡に認め敬親に報告した。二十五日、敬親は蟄居して藩内に恭順の意を布達し、十二月五日には毛利隠岐を総督府に派遣し、藩主父子の謝罪書および総督の沙汰に対する請書を呈した。経幹の周旋が功を奏し、藩廳は従幕・恭順派によって牛耳られ、藩主父子は恭順の姿勢を示したため、解兵のために残る最大の懸案は五卿動座となった。

4 西郷の岩国訪問と解兵周旋

奇兵隊を始めとする諸隊は、従幕・恭順派に牛耳られた藩廳に対抗するため、また、薩摩藩に対する敵愾心も相俟って、五卿の福岡動座を拒絶する姿勢を示した。その打開を図り、当面の五卿動座およびその後の薩長融和の実現を期し、福岡藩士月形洗蔵・早川勇がその中心となって周旋を開始した。月形は諸隊が薩摩藩を疑うのであれば、吉井友実が人質になることも辞さないと公言していることを聞き及び、一層奮励して高杉晋作を説得したところ、「余ハ決意シテ君側壅蔽ヲ掃テ国内ヲ一致スルヲ専務トスヘシ、其他ハ君等ノ好意ヲ拒マス」と、福岡藩の周旋を承諾した。月形らは高杉の本意は「一藩ヲ恢復シ、一ハ諸隊ヲ此ニ従事シセシムレハ、五卿移転ヲ拒ムノ違ナカラシムル」にあることを了解した。

よって西郷は、吉井および税所篤を伴って十二月十一日夜に下関に渡海し、翌十二日に月形・早川も加わって、諸隊幹部赤禰武人・中岡慎太郎・中村円太、五卿従士水野丹後、対馬藩士多田莊蔵、久留米藩士真木弦らと会談し、西郷が解兵後の五卿動座を了解したため、諸隊との合意が成立した。諸隊が五卿の動座を認めたのは、従幕・恭順派政府との衝突が回避できない状況となり、五卿の警護に人員を割くことが厳

しくなったこと、一方で征討軍は既に厭戦志向であり、しかも五脚動座が実行されなくても、同意すれば解兵が実現することが西郷を介して約束されたため、戦力を藩内抗争に集中できることになった。しかも、諸隊の首領である赤禰が下関で西郷と会談した事実は、薩摩藩が諸隊に理解を示したことにのみなり、抗幕・武備派、諸隊には大きな後ろ盾ができたとの認識を与えたであろう。⁴⁸

五脚動座の見通しが立ったため（元治二年一月十四日に渡海）、西郷は「官軍御引佛之儀周旋⁴⁹」の機が熟したと判断し、十二月十六日、税所・喜多岡らを伴い下関を出発して総督府に向かい、その途上、二十日に岩国で吉川経幹に謁見した。西郷は薩摩・福岡両藩は長州藩のために「是迄頗ル致尽力」ているが、今後の長州藩処分について寛大の沙汰が出るように、両藩は「力之及たけハ致周旋候一定之国論二候」と宣言し、薩摩藩を代表して口上を述べている。

該口上について、長州藩側の記録にないことから、西郷が実際に経幹に語っているかどうかは不明である。しかし、薩摩藩が用意していたことは間違いなく、その内容は薩摩藩・久光の意向を反映したものであり、藩是と言える重要なものであるため、以下その内容を詳述したい。

禁門の変で長州藩主は「朝敵之汚名ヲ蒙ラレ」、京都・大坂・江戸などの藩邸を悉く没収され、しかも幕府は長州征伐

を諸大名に命じており、吉川公も様々ご心痛であるため、芸州・福岡・鳥取・岡山等の諸藩に依頼していることと推察する。及ばずながら「於薩州モ何卒御周旋申上度段」、藩主も同意であるため使者として西郷を派遣したと、周旋に至った事由を述べる。しかし、薩摩藩に疑念を抱かれるのは尤もなことであり、先に「攘夷之勅命被仰出、御互ニ皆相守来候処」、薩摩藩においては武備充実のみのため、昨年から少し交易を開始した。貿易品としては武器以外全くなく、十分に武備を整えば貿易は必ず止める決意であり、「勅命之攘夷ニ無之テハ不相叶事」と深甚に認識していると、交易の事実を認めて理解を求めた。

なお、昨年（文久三年）下関で薩摩藩の貿易船が沈められ、その際に藩内ではこのまま捨て置くことができないと沸騰したが、長州藩が薩摩藩を恨んでの事ではないとして不問に付している。八月十八日政変の時は堺町御門を警衛し、会津藩と長州藩が論争をしている時に居合わせた程度で、禁門の変では会津藩を助けることが目的であり、長州藩を決して朝敵と考えていないと述べる。薩摩藩へは怨みがないことは了解しているが、思いがけず長州藩兵が乱入したため、少々戦闘は止むを得なかったものとして、その責任を会津藩に帰している。

長州藩へは怨みすらあれ思など全くなく、「薩州ヨリ何ソ

周旋致トハ不思議ト、御疑念モ晴間敷候得共」、これは私怨というもので、軽き私怨によって重要な大事を失ってはいけないと、薩摩藩への嫌疑を解消することを勧請する。そして、実に恐れ多いことであるが、勅命に背いたり、内乱にもなつて神国に生を受けた庶民に塗炭の苦しみをかけたりすることは、甚だ嘆かわしい限りであるとしながらも、「薩州一ヶ国ニテモ御周旋申上、万一相叶次第第一国ニテモ討手ヲ引受可申」と、勅命に反してでも長州藩のために戦闘も辞さないとの決意を示した。

また、今の幕府の唐突で手荒いやり方は言語に絶えず、第一には朝廷を蔑にし、益々貿易に専心している。しかも、一旦は「諸大名参勤ヲ免シ、御台所ヲ国々へ退去成サシメ候処」、以前の通りに人質の差出を沙汰しており、今更そのようなことが可能とは思えない。芸州・岡山藩などの西国の諸大名を連合させ、「向後ハ何事モ申合、万事相計可申段令決着」のつもりである。この上は早速諸藩に参上して連合の取り決めを行うつもりなので、何卒長州藩主にも連合に加盟して欲しいとする。本口上で最も重要な部分であり、参勤交代の復活などの幕府の政事を指弾して西国諸藩連合を提唱し、長州藩をその主要メンバーとして依頼している。

最後に、これでも疑念が晴れなければ、藩史の中から誰であつても鹿児島まで同道したいと提言し、現在は長州藩士が

諸国を移動することは不自由であるため、「是ニテ薩州ト御名乗御通行可被成」、また、京都・大坂・江戸等の留守居役に、その旨の書簡を認めておくので持参が可能であり、「同藩同様之御扱可仕候、何卒々々御疑念御晴可被下候」とまで切言した。それにしても、度を越した厚遇を示唆しており、薩摩藩の長州藩に対する思い入れは尋常なレベルではない。先の高崎五六の周旋内容に加え、幕府を具体的な政事内容で痛烈に非難し、西国諸藩による連合構想をぶち上げて、その中核に薩長両藩を位置づけており、この段階からの薩長連携に向けた薩摩藩の強い秋波が窺えよう。

さて、この間の総督府の施策について、十二月十一日、慶勝名代の家老石河光晃は参政千賀与八郎・幕府目付戸川忠愛らを従え、長州藩鎮静の状況を巡検することを命じられ、十五日に山口に至つて、山口城の破壊の状況を検分し、二十日には萩に到着した。翌二十一日に萩城内を巡検し、藩主毛利敬親・広封父子の謹慎の情態を視察、同夜に広封が石河の客館において陳謝した。二十二日、石河は家老六戸備前らを召喚し、藩内の鎮撫および五卿の九州動座に尽力することを命じ、帰路に岩国で経幹と面会して二十七日に広島に戻つて状況を復命した。

しかし、十二月十五日に勃発した高杉晋作の挙兵は、既に大きな勢力となつていた。十九日には敬親から、「慎中干戈

を動候段深奉恐入候得共不得已儀二付、此余御譴責無之様偏二奉願上候⁵¹と、諸隊の武力鎮圧の方針が総督府に対して表明されており、経幹からも二十二日には鎮撫のため干戈に訴えることへの許可が懇請されていた。藩内は大きな混乱を呈していたが、慶勝は石河からの報告を以て条件が整ったとして、二十七日に出征の諸藩に、「毛利大膳父子服罪二付、国内鎮静之体為見留候処異儀無之候、仍討手之面々陣佛可被致候⁵²」と撤兵を命じた。

ところで、慶勝が解兵を決断した背景として、実際には西郷の勸説によるところが大きかった。西郷は高杉拳兵による混乱はあるものの、「岩国にて説得の道も相立ち候わば、五卿受け取りの儀も相決まり候に付き、速やかに解兵の策を督府へ説き込む含み⁵³」で十二月二十二日に広島に到着した。二十七日、西郷は現状を殊の外心配する慶勝に意見を尋ねられ、従幕・恭順派政府が諸隊追討を決めた以上、総督府は如何ともし難いとして、長州藩内の内乱は度外視すべきであるとの見解を示した。

その上で、今後の方針としては、石河ら巡検使の帰着を待ち、異常なく恭順の姿勢が示されていたとの復命があった場合、「速に藩に解兵を達せらる、外あるへからず⁵⁴」、これは従軍諸藩が解兵に近いことを期待しているからである。この上虚しく「討手の兵を留め置かれなは、諸藩中或ハ幕命を待た

すして兵を引揚ぐる輩あらんも測りかたし」、万が一そのようなことになれば、総督府の威厳を損なうことは甚大である。五卿の扱いは九州諸藩に命じており、征討とは直接関係ないと諸藩は認識しているため、解兵以前に動座が叶わずとも決して不都合ではないと切言した。慶勝は石河らの報告も相俟って、西郷の建言を受け入れて解兵を宣言しており、西郷の尽力は筆紙に尽くしがたいレベルであった。

一方で、薩摩藩に対する抜き差しならぬ不審・警戒感が幕府および諸藩に惹起していた。小倉には副総督の越前藩主松平茂昭が滞陣していたが、肥後藩と共に「開城・束縛と申す迄参らず候わでは相済まざるとの議論、頻に起り居り候⁵⁵」と厳罰論であり、慶勝の方針決定の裏に薩摩藩の動向を見据えていた。ほぼ同時期（十二月十四日）に、肥後藩在京重臣は「薩藩人之周旋は意味有之事と相見、初ハ長防と寇讎不浅候処、唯今ニ至恩を售候手段二而、傍ニハ専ら会桑を取而除ケ候姦計も有之哉二相聞、就中高崎左太郎抔其巨魁之由密々相聞候⁵⁶」と、薩摩藩の周旋には深謀遠慮が窺われ、長州藩とは仇敵同士であったが今では恩を売る手段である。併せて、主として会津・桑名両藩を排除する姦計の風聞もあり、中でも高崎正風（五六か）などはその巨魁であると密かに聞き及んでいるとして、在府重臣に薩摩藩を警戒するように伝えている。

また、薩摩藩に対する幕府側の嫌疑として、慶喜は肥後藩主弟の長岡良之助に対して「総督之英氣至而薄く、芋により候は酒よりも甚敷との説、芋之銘は大島とか申由」と慶勝が西郷の言いなりになっている状況を揶揄している。また、会津藩在京藩士は「近頃薩之底意不審之儀共有之、申サハ訳もなく右之如く只々寛大之媒いたし激徒之人望を得度含与相見、品々打黙之聞も有之、同藩之義素油断ハ不成儀ニ候へとも、大島吉之助と申者追討之方へ出張罷在、様々周旋いたし既ニ御惣督様ニも、専ら同人之説を御信用有之歟との聞も有之候」と国許に書き送り、薩摩藩・西郷の周旋振りへの警戒心を露わにした。

長州征伐撤兵後となるが、松平容保も「何れニも静謐ニ不相成内ハ引上之義難相成、自分爰元ニ罷有候へハ社薩長杯事も不得為義ニ有之、引上候ハ、如何様之事変生間敷義ニ無之」と、京都守護職を辞職して国許に帰ることを主張する家臣に対し、自分が在京しているからこそ薩長両藩などが好き勝手にできず、引き上げた場合、どのような事変が生じるかわからないと切言した。慶應期のような現実的な連携は意識されていないものの、薩摩藩が長州藩と共に薩長と括られて警戒されていることは看過できない。征討を受けた長州藩同様、薩摩藩が幕府勢力から危険視され始めていることが窺える。

おわりに

八月十八日政変後、久光は逸早く上京して朝政参与の実現に奔走し、中央政局の主役としてその勢威は並ぶ者がなく、企図した国政・天皇親裁は実現したかに見えたが、最も依頼した慶喜との反目から、朝政参与体制はあっけなく数ヶ月で瓦解し、久光の失望や幕府への不信任は相当なレベルに達していた。このような背景の下、久光はその方針を反幕府に切りうとしたことは、至極当然の帰結であった。禁門の変後の段階において、薩摩藩の藩是は幕府に協力した長州征伐強硬論であり、特に在京の小松・西郷はその急先鋒であった。しかし、あくまでも長州征伐そのものは実行するとの前提ではあったが、征長後の幕府の矛先が薩摩藩に向かうことへの強い警戒心から、藩論は、つまり久光の志向は明確に抗幕へと転換した。

久光は長州征伐を寛典に処して早期解兵を、また朝廷尊奉ではあるものの、中央政局に止まっただけの禁関守衛専心から後退し、征長後は藩地に割拠し、貿易振興や軍事改革・武備充実に富国強兵を企図し、幕府から距離を置いて将来の戦闘の可能性に備えるという抗幕施策を一転して打ち出した。中央政局からの藩要路の一斉引き上げ政略もその一環であっ

たが、摂海への外国艦隊闖入の危機感や、目前に迫った長州征伐のため見送られ、その後も割拠体制への移行は叶わなかった。

寛典論に転換した薩摩藩・西郷は長州征伐における主力として、総督府の総攻撃中止・五卿動座・早期解兵といった決定に容喙し続けたが、その主たる政略は岩国などの支藩による長州宗藩の恭順工作であり、特に吉川経幹を通じての周旋活動によった。西郷に先立ち、高崎五六が岩国でその地ならしを行い、西郷が経幹を介して長州藩の恭順を引き出し、自らも下関で諸隊幹部と議して五卿動座の道筋をつけ、また、直接総督府に対して早期解兵に向けた意見を具申して、薩摩藩の意向を実現した。

本稿では、久光の長州征伐の嚴罰から寛典論への転向を、黒田清綱の建言を直接の契機とした抗幕志向に、また、その具現化を八月後半の小松の帰藩後に実施された、藩内の人事・軍事改革や言論統制に求め、その背景として、禁門の変後の対応における同志・周辺諸侯からの久光に対する依頼があったことを明確にした。そして、最も征長に強硬であった西郷の方針転換の直接の事由として、これまで言われていた勝義邦との会談や征討諸藩の疲弊回避などではなく、西郷の越権行為を忌避する久光からの帰藩命令にあり、西郷が独断専行的な行為に対する久光による懲戒を恐れたことによった

ことを論じた。なお、勝会談は西郷が諸侯会議構想や藩地割拠・富国強兵による抗幕志向を形成する触媒として重要であることを提示した。

また、長州征伐における西郷の具体的な周旋内容について、面縛・開城を求める幕閣や五卿動座を拒否する諸隊幹部への対応から言及し、一方、その過程で薩摩藩の抗幕姿勢は先鋭化し、その強引な手法が反発を招いたことも相俟って、朝廷・幕府・諸侯間で薩摩藩に対する嫌疑が生じたことも例示した。そして、高崎五六による経幹に対する外交政略については、西郷による周旋の前提となり、久光の意向を踏まえた薩摩藩を代表したもので、薩長連携を示唆した嚆矢として極めて重要であることを提起した。加えて、西郷の経幹に対する口上は高崎外交を更に深化させ、長州藩を有力な薩摩藩のパートナーとして位置づけるもので、薩摩藩・久光の寛典論・早期解兵の方針は、単に薩摩藩一藩としての抗幕政略に止まらず、将来の盟友たる長州藩の甚大な損害を回避するとの側面もあり、薩長盟約の萌芽として看過できないことを指摘した。

薩摩藩の動向は、西郷といった個人に帰することは叶わず、久光の意向に基づき小松を経由した意思命令系統に基づいており、かつ薩摩藩内の藩政改革や下級藩士の動向といった様々な事情に影響を受けていた。この点は、第一次長州征

伐における薩摩藩・西郷の周旋においても同様である。この段階で久光が明確な抗幕志向を醸成し、長州藩を有力なパートナーと位置づけた西国諸藩連携への明確なビジョンを形成したことは、慶應期の歴史的事象に多大な影響を与えることになった。

註

- (1) 「久光公御退京ニ臨ミ御訓誡」(鹿児島県維新史料編さん所『鹿児島県史料(忠義公史料)』(以下『忠義』)三、鹿児島県、昭和五十一年、史料番号二九九、三〇七～三〇八頁)
- (2) 国体・国政論については、拙著『幕末文久期の国家政略と薩摩藩―島津久光と皇政回復』(岩田書院、二〇一〇年)の序章を参照。
- (3) 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』(第五章「禁門の変・征長問題と薩摩藩」、吉川弘文館、二〇〇四年)、久住真也『長州戦争と徳川将軍』(第二章「第一次長州出兵と元治元年の政治情勢」、岩田書院、二〇〇五年)、高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』(第五章「薩長同盟の成立」、吉川弘文館、二〇〇七年)、「禁門の変の一考察」(原口清著作集編集委員会編『王政復古への道』、岩田書院、二〇〇七年、七～一二二頁)等
- (4) 西郷吉之助書簡(大久保一蔵宛、九月七日、西郷隆盛全集編集委員会『西郷隆盛全集』(以下『西郷』)五、大和書房、昭和五十四年、三八二～三八五頁)
- (5) 西郷吉之助書簡(大久保一蔵宛、九月十六日、『西郷』一、四九〇～五〇四頁)
- (6) 久住真也『長州戦争と徳川将軍』(第二章「第一次長州出兵と元治元年の政治情勢」)において該会談の考察があるが、西郷の長州藩寛典方針への転換との関わりに終始しており、その意義についての考察がなされていない。
- (7) 吉井友実書簡(大久保一蔵宛、九月十六日、立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』五、マツノ書店、二〇〇八年復刻版、三四一～三四二頁)
- (8) 註(5)参照
- (9) 西郷吉之助書簡(大久保一蔵宛、九月十九日、『西郷』一、四〇五～四一〇頁)
- (10) 小松は八月二十七日に茂久・久光から「先月十九日長賊犯禁闕別而御大事之刻、当日者勿論前後不容易致粉骨、無遺漏指揮行届遂二賊徒ヲ令退治、奉救御危難候段、拔群之勲勞令感悦候、仍馬尅疋・拵刀一腰正俊遣之候、愈可抽忠勤之状如件」(『小松帯刀傳』薩摩小松帯刀履歴

小松公之記事（鹿兒島県史料集第二十一集）、鹿兒島県史料刊行会、昭和五十五年、六一頁）との御感状が発せられた。また、九月五日にも家老喜入撰津より御感状と太刀等が下賜され、更に九月中に家老川上但馬より、「中将様御滞京中重御用筋被仰付、別而骨折致尽力、其後不容易多難之場合ニ臨ミ御趣意相貫致精勤、旁別段之御取訳ヲ以右之通御加増被仰付候」として、御役料高五百石を付与された（当時体難被捨置御軍備且御手当旁莫大之被為及御入価候御ト奉存候」と辞退）。このように、小松への藩地での評価と期待は頗る大きかった。

(11) 「安田助左衛門日記抄」〔『忠義』三、史料番号四四〇、五二四頁〕

(12) 「議政所中止」〔『忠義』三、史料番号四三五、五一八頁〕

(13) 「黒田嘉右衛門ヨリ久光公へノ上書（征長ニ関スル軍略）」（八月、鹿兒島県歴史資料センター黎明館編『鹿兒島県史料（玉里島津家史料）』（以下『玉里』）三、鹿兒島県、平成六年、史料番号一一四七、五八三～五八五頁）

(14) 元治元年八月二十一日、幕府は長州藩主毛利慶親・世子定広の官位および大將軍の偏諱称号を褫奪したため、十一月四日、慶親は敬親、定広は広封と改名した。

本稿では煩雑を避けるため、表記はすべて敬親、広封で統一した。

(15) 伊達宗城書簡（島津久光宛、八月一日、『玉里』三、史料番号一一二五、五二五頁）

(16) 有馬慶頼書簡（島津久光宛、八月二十三日、『玉里』三、史料番号一一四三、五五八～五五九頁）

(17) 島津忠寛書簡（島津久光宛、八月十日、『玉里』三、史料番号一一三三、五四一～五四三頁）

(18) 大久保一蔵書簡（西郷吉之助宛、十月六日、『西郷』五、六〇～六五頁）

(19) 黒田清綱書簡（同僚宛、十二月、『忠義』三、史料番号五四七、六四二～六四六頁）

(20) 西郷吉之助書簡（大久保一蔵宛、十月八日、『西郷』一、三八六～三九二頁）

(21) 西郷吉之助書簡（大久保一蔵宛、九月八日、『西郷』一、四二五～四二六頁）

(22) 西郷吉之助書簡（大久保一蔵宛、十月八日、『西郷』一、四一七～四二二頁）

(23) 西郷吉之助書簡（大久保一蔵宛、十月八日、『西郷』一、五三六～五四二頁）

(24) 小松帯刀書簡（大久保一蔵宛、十月八日、『忠義』三、史料番号四五三、五三四～五三六頁）

- (25) 小松帯刀書簡(大久保一藏宛、十月十二日、『忠義』三、史料番号四五六、五四一～五四二頁)
- (26) 西郷吉之助書簡(大久保一藏宛、十月十二日、『西郷』一、四二七～四三〇頁)
- (27) 安達清一郎書簡(側役宛、十月十日、『贈従一位池田慶徳公御伝記』(以下『池田』)三、鳥取県立博物館、昭和六十三年、一〇九～一一〇頁)
- (28) 西郷吉之助書簡(小松帯刀宛、十月二十五日、『西郷』一、四三四～四三七頁)
- (29) 荒尾駿河書簡(十月二十三日に大坂より到着、『池田』三、一三七頁)
- (30) 日本史籍協会叢書『吉川経幹周旋記』(以下『吉川』)一、東京大学出版会、昭和四十五年復刻、五五一～五五四頁
- (31) 日本史籍協会叢書『朝彦親王日記』一、東京大学出版会、昭和四十四年復刻、六一頁
- (32) 高崎外交について、久住真也は「これをもって薩摩藩が、福岡藩と同様に長州藩のために行動していたとか、幕府に対抗する雄藩連合を企図していたと解釈するのは早急に過ぎよう。高崎個人の言動それのみをとって薩摩藩の動きを卜するのではなく、あくまで西郷や総督府の征長戦略との関連で考えてゆく必要がある」(『長州戦争と徳川将軍』、一三二～一三三頁)と、高崎個人のパフォーマンスと断言する。また、佐々木克は「高崎のこの発言は、多少外交辞令的な表現があるけれども、薩摩藩(主として西郷の指示)の基本的な姿勢を述べたものであることには間違いない」(『幕末政治と薩摩藩』、三〇六頁)とし、薩摩藩の藩論としながらもその根拠の明示はなく、かつ西郷の指示による発言としている。
- (33) 『吉川』一、五五七頁
- (34) 高崎五六書簡(十月二十一日、今田鞞負・香川諒他宛、『吉川』二、三三～三六頁)
- (35) 境与一郎書簡(十一月二日、岩国要人宛、『吉川』二、五三～五六頁)
- (36) 境与一郎書簡(十一月十三日、岩国要人宛、『吉川』二、一七二～一七四頁)
- (37) 梶原良則「長州出兵をめぐる政治情況―福岡藩の長州周旋活動を中心として」(『史淵』一二九、九州大学文学部、一九九二年、三九～六三頁)参照
- (38) 細川家編纂所『改訂肥後藩国事史料』(以下『肥後』)五、昭和七年、五〇九頁
- (39) 「嵯峨実愛日記」(『大日本維新史料稿本マイクロ版集成』)。なお、刊本の日本史籍協会叢書『嵯峨実愛日記』(東京大学出版会、昭和四十七年復刻)の同一条に記

載がないことから、典拠は正親町三条実愛の「手記」または「備忘録」と比定する。

(40) 小松帯刀・高崎五六書簡(十一月二十六日、吉川経幹宛、『吉川』二、一八三〜一八四頁)

(41) 高崎五六書簡(十一月二十七日、境与一郎宛、『吉川』二、一八五〜一八六頁)

(42) 『吉川』二、六一〜六二頁

(43) 西郷吉之助書簡(香川諒・山田右門宛、十一月八日、『西郷』一、四三八〜四三九頁)

(44) 「攻掛ノ儀重而一左右有之迄見合ノ命(「督府征長紀事三」) (日本史籍協会叢書『幕府征長記録』、東京大学出版会、昭和四十八年復刻、一二五頁)

(45) 『吉川』二、二二七頁

(46) 「征長出陣記二」(『幕府征長記録』、四四六頁)

(47) 日本史籍協会叢書別編『七卿西竄始末』五(野史台維新史料叢書二十一)、東京大学出版会、昭和四十五年復刻、九九〜一〇〇頁

(48) 西郷との会見者を赤禰ではなく、高杉晋作としている場合がある。例えば、「早川養敬日記」(十二月十二日条、『大日本維新史料稿本マイタクロ版集成』)によると、「高杉ハ西郷、即大嶋也、ヲ指テ甘藷堀男ト云ヒタルニ、大嶋ハ笑テイカニモ拙者ハ甘藷堀男ニ相違ナシト云フタ

リ」と、その会見を描写している。しかし、その内容は伝聞であり、確証は持てない。一方で、西郷は小松帯刀宛書簡(十二月二十三日、『西郷隆盛全集』一、四六九〜四七二頁)において、「隊長の者とは両度も論判仕り候」と期しており、隊長は奇兵隊総督と捉える方が妥当であろう。高杉は当時奇兵隊と距離を置いており、しかも、功山寺拳兵の直前である。本稿では、西郷は奇兵隊を牛耳っていた赤禰武人と会談したと判断する。

(49) 『吉川』二、二九二、二八二〜二八三頁

(50) 「子之十二月薩州ヨリ岩国へ使節口上写」(『忠義』三、史料番号五二八ノ一、六二五〜六二六頁)

(51) 『吉川』二、三二六頁

(52) 「陣沸之儀討手諸藩へ命(「督府征長紀事四」) (『幕府征長記録』、一六七頁)

(53) 西郷吉之助書簡(小松帯刀宛、十二月二十三日、『西郷』一、四六九〜四七二頁)

(54) 「征長出陣記三」(『幕府征長記録』、五二二頁)

(55) 西郷吉之助書簡(大久保一蔵宛、十一月二十五日、『西郷』一、四五五〜四五八頁)

(56) 『肥後』五、五六四頁

(57) 一橋慶喜書翰(長岡良之助宛、十二月十二日、『肥後』五、五五〇〜五五一頁)

(58) 西郷文吾他書翰（高橋外記他宛、十二月二十四日、会津若松市総務部秘書広聴課市史編さん担当『幕末会津藩往復文書』下、会津若松市、平成十二年、五一～五三頁）。また、山階宮晃親王書簡（島津久光宛、十二月十七日、『玉里』三、史料番号一二三三、七四一）による

と、「長州一条も大島内々周旋二而、可然被為濟候由、此上之事卜存候」とあり、廷臣間でも西郷の活躍が喧伝されていた。

(59) 三北原采女他書翰（神保内蔵助他宛、元治二年一月七日、『幕末会津藩往復文書』下、一〇二～一〇三頁）